



大型連休(ゴールデンウィーク)の本庁舎と尾山台・上尾駅出張所の土曜日の業務

行政総務課 ☎7753963
 ☎7768873
 市民課 ☎7755128
 ☎7759827

市役所本庁舎1階・2階(市民税課、納税課、障害福祉課、高齢介護課に限る)・5階(子ども支援課、保育課に限る)の窓口、尾山台・上尾駅出張所は、4月27日(土)は業務を行います。5月4日(祝)は、システム更新作業のため閉庁します。

大型連休(ゴールデンウィーク)のごみ収集・直接搬入

西貝塚環境センター ☎7819141
 ☎7819166

大型連休(ゴールデンウィーク)のごみ収集

4月27日(土)～5月6日(祝)のごみ収集は、配布している「ごみ収集カレンダー」とおりです。ごみは正しく分別し、収集日の8時までにごみ集積所に出してください。※ごみの量や交通事情のため、収集時間が変動する場合があります。

大型連休(ゴールデンウィーク)のごみの直接搬入

直接搬入日は次のとおりです。搬入の際は、係員の指示・誘導に従ってください。なお、市内で発生したごみであることを確認するため、本人確認ができる物(自動車運転免許証他)をお持ちください。※搬入までに1時間以上かかることがあります。【搬入日】4月29日(祝)～5月3日(祝)、5月6日(祝)8時45分～11時30分

【処理手数料】家庭ごみ/10kgにつき80円、事業ごみ/10kgにつき230円

ごみの搬入は事前に分別を

ごみは種類ごとに袋に入れるなど、事前に分別してから搬入してください。※大量のごみの処分について、ご自身で搬入することができない場合は、一般廃棄物収集運搬許可業者(市ホームページに掲載に依頼してください。業者ごとに料金が異なります)で直接、業者に問い合わせてください。また、産業廃棄物は搬入できません。

大型連休(ゴールデンウィーク)の上・下水道

市管工事業協同組合漏水対策室
 ☎0120711930
 ☎7717878

4月27日(土)～5月6日(祝)の期間中に、水道の漏水や公共下水道が詰ま

った場合などの修理は、市管工事業協同組合漏水対策室に連絡してください。

社会福祉基金活用事業の募集

福祉総務課 ☎7751518
 ☎7759846

善意の寄附からなる社会福祉基金を、高齢者・障害者・児童などの福祉向上につながる事業に助成します。【市内に活動の拠点があり、主に地域福祉活動を行う法人・市民団体】**【対象事業】**①福祉サービスを提供する事業②地域福祉向上のために行う事業 ※他の助成金・補助金を受けている事業や団体の親睦を目的とした事業は対象外です。【事業例】高齢者・障害者・児童などの見守り支援や移動支援ボランティア、生活困窮世帯支援、地域の乳幼児支援他 **【助成対象経費】**報償費、旅費、需用費、役員費、使用料、賃借料 ※団体の資産形成となるような物品(1万円を超える備品)などの購入費は、対象外です。【助成額】1団体10万円を限度 ※事業内容や事業規模により助成額が異なりますので、詳しくは問い合わせください。

【申請書】福祉総務課にある。市ホームページからダウンロードも可能に必要事項を記入し、添付書類を用意

上尾市空き家バンクを開設

交通防犯課 ☎7755138
 ☎7759927

4月1日(月)から市ホームページに「上尾市空き家バンク」を開設します。空き家バンクとは、空き家の売却情報や賃貸情報を掲載し、空き家の所有者と利用希望者とのマッチングを図る制度です。

情報掲載の申請は、4月1日から随時受け付けます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

保険証・資格証・受給者証などの改元による取り扱い

5月1日(祝)に、現在の「平成」から新しい元号に改元されます。市が発行している保険証・資格証・受給者証などのうち、有効期限や使用期限の表記が「平成」であるものは、改元後も新しい元号に読み替えるため、そのまま使用できます。

幼児教育の無償化

10月スタート

保育課 ☎77515044、5121
☎77415342

3〜5歳までの子どもがいる世帯の幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料(保育料)が無償化されます。消費税率引き上げ時の10月1日から実施する予定です。

幼児教育の無償化は、人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組まれるものです。具体的な手続きなどは、現在、国で検討が行われているところです。今後情報が提供され次第、お知らせします。

■幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育

①3〜5歳/無償化(就園奨励費が交付される幼稚園は、月額2万5,700円まで) ※原則小学校就学前の3年間で、幼稚園だけ満3歳からです。 ※保護者から実費で徴収している費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は、対象外です。 ※給食の食材料費は、原則保護者負担になります。ただ

し、低所得者世帯や年収30万円未満相当世帯、第3子以降の子どもなどの副食費は免除されます。

②0〜2歳/住民税非課税世帯だけ無償化(上尾市は実施済み)

■幼稚園の預かり保育

保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園の預かり保育は、利用実態に応じて、月額1万1,300円まで無償化 ※保育の必要性の認定として、2号認定(保育を必要とする3歳児以上)または2号認定と同等の認定が必要(国で法制化予定です)。 ※満3歳は対象外です。

■認可外保育施設他

①3〜5歳/保育の必要性の認定を受けた場合、月額3万7千円まで無償化 ※幼児教育を目的とする施設で、乳幼児を保育している実態があり、事業者から市への認可外保育施設の届け出があれば対象です。 ※認可外保育施設他、一時預かり事業や病児保育事業、

ファミリー・サポート・センター事業などを対象とし、上限額の範囲内で、複数のサービスを組み合わせさせて利用することも可能です。

②0〜2歳/保育の必要性がある」と認定された住民税非課税世帯に、月額4万2千円まで無償化

■就学前の障害児の発達支援(障害児通園施設)

3〜5歳の障害児の発達支援利用料を無償化 ※幼稚園、保育所、認定こども園などと発達支援の両方を利用する場合は、いずれも対象です。

幼児教育の無償化の具体的なイメージ(例)

| 対象者 | 対象となる施設・サービス | 利用料(保育料) |
|--|---|----------------------------|
| 3〜5歳 (保育の必要性の認定事由に該当する子ども) ・共働き家庭 ・ひとり親で働いている家庭他 | 利用 → 幼稚園、保育所、認定こども園、障害児通園施設、地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料) | 無償 (幼稚園は月額25,700円まで) |
| | 利用 → 幼稚園の預かり保育 | 月額11,300円まで 無償 |
| | 利用(複数利用) → 認可外保育施設、ベビーシッター他(一般的にいう認可外保育施設、自治体の認証保育施設など) | 月額37,000円まで 無償 |
| | 複数利用 → 幼稚園、保育所、認定こども園 + 障害児通園施設 | ともに無償 (幼稚園は月額25,700円まで) |
| 3〜5歳 (上記以外) ・専業主婦(夫)家庭他 | 利用 → 幼稚園、認定こども園、障害児通園施設 | 無償 (幼稚園は月額25,700円まで) |
| | 複数利用 → 幼稚園、認定こども園 + 障害児通園施設 | ともに無償 (幼稚園は月額25,700円まで) |

(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定事由に該当することが必要となる。

住民税非課税世帯については、0〜2歳児についても無償化の対象となる。

(注2) 上記のうち認可外保育施設とベビーシッターについては、認可外保育施設の届け出をし、指導監督の基準を満たすものに限る(ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける)。

2月分の年金から市・県民税が天引きされた人へ

市民税課 ☎7755131
☎77519846

2月分の年金から市・県民税(住民税)が特別徴収(天引き)された人は、継続して4月以降に受給される年金からも住民税が天引きされま
す。 ※金額は、平成30年度の納税
通知書などを確認してください。

平成31年度の住民税額は、6月上旬に発送予定の平成31年度市・県民税の「納税通知書」または「公的年金等所得に係る特別徴収税額の決定通知書」で確認してください。通知書の見方は、同封の「公的年金からの特別徴収について」をご覧ください。

難病者見舞金の申請

障害福祉課 ☎77515123
☎7768872

☑市の住民基本台帳に継続して1年以上登録があり、県が交付した有効な指定難病医療受給者証・小児慢性特定疾病医療受給者証・指定疾患医療受給者証を持っている人 **【金額】**
1万円 **【申】**各医療受給者証と受給者本人名義の預(貯)金通帳の口座番号が分かる物を用意して、2020年3月31日(火)まで(日祝、年末年始、支

所は(土も除く)に直接、障害福祉課または各支所・出張所へ

市税などの口座振替の申し込みはキャッシュカードで

納税課 ☎77515135
☎77519846

金融機関のキャッシュカードを専用端末に通し、暗証番号を入力すれば口座振替の申し込みができます。従来のように、通帳届け出印を用意しなくても手続きができるため、大変便利です。 ※カードの種類により利用できない場合があります(法人カード、生体認証キャッシュカード他)。 **【取扱金融機関】**埼玉りそな銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、武蔵野銀行、東和銀行、埼玉信用金庫、青木信用金庫、ゆうちょ銀行 **【取扱税目など】**市・県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(普通徴収)、後期高齢者医療保険料(普通徴収)、介護保険料(普通徴収) **【申】**キャッシュカードを用意して、口座名義人本人が直接、納税課へ ※金融機関での申し込みはできません。 **【申込期限】**納期限のある月の10日まで ※(例)5月31日が納期限の場合、5月10日が申込期限です。

■依頼書での口座振替の申し込み

☐口座振替依頼書は市内にある上記の取扱金融機関と、群馬銀行、足利銀行、栃木銀行、大光銀行、川口信用金庫、飯能信用金庫、城北信用金庫、中央労働金庫、さいたま農業協同組合の各窓口、納税課窓口にあります。市ホームページからダウンロードもできます(ゆうちょ銀行以外)。☐口座振替の手続きは45日ほどかかります。 ※左表の申込期限までに申し込みれば第1期から口座振替で納付できます。

| 税(料) | 申込期限 |
|---|---------|
| 固定資産税 軽自動車税 | 4/16(火) |
| 市・県民税(普) | 5/17(金) |
| 国民健康保険税(普) 介護保険料(普) 後期高齢者医療保険料(普) | 6/14(金) |

※(普)は普通徴収です。

【申】直接☐口座振替依頼書に必要事項を記入・押印(通帳届け出印)し、納税通知書、預(貯)金通帳、印鑑(通帳届け出印)を用意して、取扱金融機関または納税課へ **【郵送】**☐口座振替依頼書に必要事項を記入・押印(通帳届け出印)し、納税課(〒362-8501本町3-1-1)へ

固定資産税・都市計画税の納税通知書を発送

資産税課(土地) ☎77515133
(家屋) ☎77515134
☎77519846

4月25日(木)に、平成31年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書を郵送します。次の①～⑤の場合には、資産税課へ連絡してください。①納税通知書の宛名が死亡した人になっている②海外へ出国(居住・長期滞在)する予定がある③未登記の家屋を新築(増築)した・取り壊した、またはそれらの予定がある④未登記の家屋の所有者を変更した⑤土地の利用状況を変更した、またはその予定がある

また次の(1)(2)に該当する住宅は、平成31年度から「新築住宅に対する固定資産税の減額措置」の適用がなくなり、本来の税額になります。(1)平成27年1月2日～平成28年1月1日に新築した一般の住宅(2)平成25年1月2日～平成26年1月1日に新築した3階建以上の耐火住宅他



市長通信 輝く! あげお

新年度がスタートします。

新年度です。気持ちを新たに市政運営に取り組んでまいりたいと思います。

市では、今年度の予算を編成するに当たって、新たに「政策企画提案制度」を設け、各部からの提案を募りました。若い職員から管理職まで、いろいろなアイデアを出し合い、各部長がプレゼンテーションをしました。「市民ニーズに合致しているか」、「時代を先取りする事業か」などの視点で評価をし、結果的に44事業の提案のうち24事業を採択し、今年度の予算に盛り込みました。

一例として、育児不安や子育て期の孤立などによる「産後うつ」を防ぐ事業があります。市内の産婦人科医療機関に協力をいただき、出産後1年未



約4ヵ月をかけて事業を見極めました

満の母子が、助産師らに悩みを相談できる「産後カフェ」を定期的にかきます。また、産前・産後の家事や育児の負担軽減を図るための「ヘルパー派遣事業」や、子どもを一時的に預かる「子どもショートステイ事業」などを始めます。新たな提案制度により、子育て支援の充実を図ることができました。

「みんなが輝く街、上尾」の実現に向け、積極的なアイデアを出し合い、市職員と一丸となって今後もこの取り組みを進めていきたいと思っています。

市長 畠山 稔

※平成31年度予算は、市ホームページと『広報あげお』5月号で詳しく紹介します。

第6次上尾市総合計画策定

あげお未来創造 市民会議委員を

募集

行政経営課 ☎775-3963・☎776-8873



市では、現行の第5次上尾市総合計画の計画期間が、2021年3月末で満了となることから、第6次上尾市総合計画の策定作業に着手しました。新たな計画期間となる今後10年間は、団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題や生産年齢人口の減少に伴う税収の減少、公共施設の老朽化対策など、多くの課題に直面することが予想されます。さらにその先には、団塊ジュニア世代が高齢者となり、高齢者人口がピークとなる2040年問題が控えています。市民が安心して暮らせるまちをつくるためには、これらの問題を見据え、持続可能な市

政運営を実現するための指針として、総合計画を策定する必要があります。

策定に当たっては、市民の皆さんで構成する「あげお未来創造市民会議」を設置し、検討していきます。この会議は、公募により選考された市民の皆さんと各種団体から推薦された方など合計30人以内で構成され、市民の立場から提言書をまとめて市に提出し、第6次上尾市総合計画に反映することを目的としています。

【任期】5月25日(土)～2021年3月31日 **定**5人程度 **対**次の①②のいずれにも該当する人①市内に在住・在勤・在学の18歳以上②(土)に開催する会議に出席できる ※会議は平日(夜間を含む)に開催する場合があります。
申申請書(市役所1階総合案内、各支所・出張所・公民館にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入し、小論文(題目「持続可能なまちをつくるための私が考える処方箋」(400～800字))を添えて、4月19日(金)まで(必着)に郵送かファクスまたはメールで行政経営課(〒362-8501本町3-1-1、☎550700@city.ageo.lg.jp)へ ※申請書をもとに書類選考します。結果は5月中旬までに応募者全員にお知らせします。 ※第1回の会議は5月25日(土)9時からを予定しています。

ご利用ください あげお市政出前講座



生涯学習課
☎775-9490・FAX776-2250

市民の皆さんが学習を希望するテーマについて、市職員が各担当分野の仕事や、専門的知識などを分かりやすく説明します。 ※苦情や要望を申し入れる場ではなく、知識・技術の習得など、学習の場として利用してください。 ☑市内に在住・在勤・在学する10人以上の組織・グループ 【派遣時間】原則として、(月)～(金)10～20時のうち、おおむね1時間程度 ※(土)(日)祝に開催希望の場合は担当部署と相談してください。業務の都合により、希望に添えない場合があります。 ☑無料(会場使用料・材料

費は自己負担) ※会場はグループで確保し、原則として公民館、地域集会所などの公共施設を利用してください。 ☑担当部署に事前に電話で問い合わせの上、所定の申込書(生涯学習課、各支所・出張所・公民館にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要な事項を記入して、派遣希望日の2週間前までに直接、担当部署へ ※派遣の可否・詳細などは担当部署から連絡します。下表に載っていない内容については、担当部署または生涯学習課に問い合わせてください。

| 分野 | 講座名 | 担当部署名 | 電話・ファクス | | |
|---------------------------------|------------------------------------|--|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 福祉・健康 | 介護保険制度 | 高齢介護課 (管理給付適正担当) | ☎775-6473 FAX776-8872 | | |
| | 高齢者サービスのあらし | 高齢介護課 (高齢者福祉担当) | ☎775-5124 FAX776-8872 | | |
| | 健康長寿サポーター養成講習 | 健康増進課 (西保健センター) | ☎774-1411 FAX776-7355 | | |
| | がん検診県民サポーター養成講習 | | | | |
| | 大人のこころの健康づくり～自身や大切な人のこころの健康を守るために～ | | | | |
| | 大人の熱中症予防(受付期間4～7月) | | | | |
| | 健康の基本は食事から | | | | |
| | 子どもの健康 | | | 健康増進課 (東保健センター) | ☎774-1414 FAX774-8188 |
| | 震災対策 | | | 危機管理防災課 | ☎775-5140 FAX775-9927 |
| | 暮らし | アゲコスタイル AGECOstyle (Vol1) はじめよう! エコライフ | 環境政策課 | ☎775-6925 FAX775-9872 | |
| AGECOstyle (Vol2) ごみの減らし方・リサイクル | | | | | |
| 西貝塚環境センターの仕組み(施設の見学会) | | 西貝塚環境センター | ☎781-9141 FAX781-9166 | | |
| 消費生活に関する講座 | | 消費生活センター | ☎775-0800 FAX776-4600 | | |

| 分野 | 講座名 | 担当部署名 | 電話・ファクス |
|--------------|---------------|------------------------|--------------------------|
| まちのビジョン・市民社会 | 総合計画 | 行政経営課 | ☎775-3963 FAX776-8873 |
| | 総合戦略 | | |
| | 公共施設マネジメント | 施設課 | ☎775-5115 FAX775-9819 |
| | 多文化共生のすすめ | 市民協働推進課 | ☎775-4539 FAX775-0007 |
| | 男女共同参画 | 人権男女共同参画課 | ☎778-5111 FAX778-5112 |
| | 人権と向き合うために | 人権男女共同参画課 | ☎775-5117 FAX778-5112 |
| | 地域福祉の推進 | 福祉総務課 | ☎775-5118 FAX775-9846 |
| | 上尾市の障害福祉サービス | 障害福祉課 (地域支援第一・第二担当) | ☎775-5122 FAX776-8872 |
| | 障害者差別解消法 | 障害福祉課 (管理担当) | ☎775-5122 FAX776-8872 |
| | 生活保護とは | 生活支援課 | ☎775-5119 FAX776-8872 |
| 福祉・健康 | 児童虐待防止啓発研修 | 子ども・若者相談センター | ☎783-4964 FAX774-5342 |
| | 上尾市の子ども・子育て支援 | 子ども支援課 | ☎775-5120 FAX774-5342 |
| | 介護予防 | 高齢介護課 (地域支援担当) | ☎775-4190 FAX776-8872 |
| | 認知症予防 | | |
| | 高齢者虐待防止啓発研修 | | |
| 成年後見制度 | | | |

| 分野 | 講座名 | 担当部署名 | 電話・ファクス | |
|------------------|-------------------------|----------------------------|------------------------|------------------------|
| 救命・消防 | 火災から身を守る | 消防本部予防課 | ☎775-1314 ☎775-2230 | |
| | 応急手当 | 上尾 | 東消防署 | ☎775-1310 ☎770-1902 |
| | | 原市 | 東消防署 原市分署 | ☎722-5225 ☎720-1119 |
| | | 上平 | 東消防署 上平分署 | ☎775-0119 ☎770-1901 |
| | | 大石 | 西消防署 | ☎725-2624 ☎780-1190 |
| | | 大谷 | 西消防署 大谷分署 | ☎726-2771 ☎780-1191 |
| | | 平方 | 西消防署 平方分署 | ☎782-0911 ☎782-0922 |
| | 議会 | 市議会の仕組みと役割 (期間限定7・8月) | 議会事務局 議事調査課 | ☎775-9467 ☎776-2230 |
| 生涯学習・スポーツ | 上尾市の生涯学習 | 生涯学習課 (生涯学習・公民館・人権教育担当) | ☎775-9490 ☎776-2250 | |
| | 人にやさしくなれる 人権講座 | | | |
| | 上尾の遺跡 | 生涯学習課 (文化・文化財担当) | ☎775-9496 ☎776-2250 | |
| | 上尾の文化財 | | | |
| | 上尾の歴史 | | | |
| | 上尾市民の読書推進に 関する施策について | 図書館 | ☎773-8521 ☎776-7330 | |
| スポーツに 参加しませんか | スポーツ振興課 | ☎781-8112 ☎776-2250 | | |
| 学校給食 | 小学校給食について | 学校保健課 | ☎775-9683 ☎775-5633 | |
| | 中学校給食について | 中学校給食共同 調理場 | ☎777-1552 ☎777-1553 | |

| 分野 | 講座名 | 担当部署名 | 電話・ファクス |
|---------|-------------------------|---------------------|------------------------|
| 暮らし | 中小企業を応援します | 商工課 | ☎777-4441 ☎775-5024 |
| | 上尾市産業振興 | | |
| | 商工農観ポータルサイト「あげポタ」 | | |
| | 上尾の観光について | 商工課(観光協会) | |
| | あげおの農産物 | 農政課 | ☎775-7384 ☎775-9872 |
| | 健全な青少年 育成を目指して | 青少年課 | ☎776-2488 ☎776-2117 |
| | 選挙の豆知識 | 選挙管理委員会 事務局 | ☎775-9689 ☎775-9819 |
| | 国民健康保険 (期間限定8~2月) | 保険年金課 (国民健康保険担当) | ☎775-5136 ☎775-9827 |
| | 国民年金加入から 受給まで | 保険年金課 (国民年金担当) | ☎775-5137 ☎775-9827 |
| | 後期高齢者医療制度 (期間限定8~2月) | 保険年金課 (高齢者医療担当) | ☎775-5125 ☎775-9827 |
| 保険・年金・税 | 住民税の仕組み (期間限定7~9月) | 市民税課 | ☎775-5131 ☎775-9846 |
| | 資産税の仕組み (期間限定7~9月) | 資産税課 | ☎775-5133 ☎775-9846 |
| | 上尾市の街づくり | 都市計画課 | ☎775-7629 ☎775-9906 |
| | 市の緑と公園 | みどり公園課 | ☎775-8129 ☎775-9906 |
| 都市・緑・水 | 知っておきたい 建築知識 | 建築安全課 | ☎775-8490 ☎775-9906 |
| | 木造住宅の耐震診断と 耐震改修 | | |
| | 公共下水道の仕組み | 上下水道部 下水道施設課 | ☎775-9372 ☎772-9050 |
| | 水道水ができるまで | 上下水道部 経営総務課 | ☎775-5160 ☎775-9041 |

2020年 上尾市 成人式・スタッフ募集

生涯学習課 ☎775-9490
☎776-2250

2020年上尾市成人式

☎2020年1月12日(日)第1回/10時30分~11時40分(予定)
(主にJ R高崎線東側に在住の人<上尾中・原市中・上平中・東中・瓦葺中の学校区>) 第2回/12時45分~13時55分(予定)
(主にJ R高崎線西側に在住の人<太平中・大石中・西中・大石南中・南中・大谷中の学校区>) 所 文化センター 所 平成11年4月2日~平成12年4月1日生まれで、市内に在住している人 ※12月上旬(予定)に案内状を郵送します。以前、上尾市に居住していたことがあり、上尾市成人式に参加を希望する人は、生涯学習課に連絡してください。

新成人代表スタッフの募集

式典の企画や当日の司会などに協力できるスタッフを募集します。
所6月ごろから成人式までに7回程度の会議を実施 所2020年に成人式を迎え、市内に在住で式典の企画などに興味のある人 所5月17日(金)までに直接または電話で生涯学習課へ



平成31年の上尾市成人式

時とき 所ところ 内内容 対対象 費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物
申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問い合わせ

人権擁護委員の活動

人権男女共同参画課 ☎77515117

☎77815112

人権擁護委員は、市長が市議会の意見を聞いて推薦し、法務大臣から委嘱されます。市内では11人の委員が各種相談に応じている他、人権啓発として市のイベントなどで啓発冊子の配布を行い、人権侵害を未然に防ぐための活動をしています。

■人権擁護委員(順不同・敬称略)

松尾四郎、和氣昭祐、小島勝、前島百合子、小川久雄、藤波政明、千葉ふみ子、太幡和子、村田眞司、野田正、吉澤章子

■人権相談所のご利用を

☎毎月第4(水)12月は第3(水)10～15時(12～13時を除く) ☎市役所7階大会議室 ☎家庭内の不和・相続・人権にまつわる悩み事・もめ事などの相談(29ページ参照) ※相談は無料です。秘密は守られますので、気軽に相談してください。

10月1日から全ての飲食店で消火器の設置が必要に

予防課 ☎77511314

☎77512230

現在、床面積などが一定規模以上の飲食店は、消火器の設置が必要と

されています。しかし、平成28年12月に新潟県糸魚川市で発生した大規模火災の重大性を踏まえて、消防法令が改正されました。これにより、10月1日(火)からガスコンロなどの火を使用する設備や器具(調理油過熱防止装置や自動消火装置などが設置されているものを除く)を有する全ての飲食店で、消火器の設置が必要となります。また、設置した消火器は、6カ月ごとの定期点検と年1回の消防本部への点検結果の報告が必要となります。

まだ消火器を設置していない飲食店は、速やかに設置してください。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



「パパ・ママ応援シヨップ優待カード」アプリ版のご利用を

子ども支援課 ☎78314962

☎7745342

県内に在住・在園・在学の18歳までの子どもまたは妊娠中の人がいる家庭に利用していただいている「パパ・ママ応援シヨップ優待カード」の有効期間が、3月31日で満了となりました。4月からは、県公式スマー

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種

健康増進課 ☎774-1414・☎774-8188

高齢者肺炎球菌ワクチンは、定期予防接種です。対象者は毎年異なります。接種は任意ですが、機会は1人1回ですので、受け忘れないように注意してください。☎過去に肺炎球菌ワクチン(ポリサッカライド)を接種したことがなく、次の①②のいずれかに該当する人①生年月日が下表に該当する②60歳以上65歳未満で心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害があるか、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある(身体障害者手帳1級程度) 【接種場所】市内実施医療機関 ※平成31年度に65・70・75・80・85・90・95歳または100歳以上になる人は、埼玉県相互乗り入れ実施機関などでも接種できます。☎5,000円 ※生活保護世帯の人は無料です。受給証を提示してください。☎事前に医療機関に予約の上、健康保険証、予診票(市内実施医療機関、東保健センター、西保健センター(6月まで休館)、市役所(保険年金課・高齢介護課)、各支所・出張所にある)を用意して直接、医療機関へ

| 対象者 | 生年月日 |
|---------|------------------------|
| 65歳になる人 | 昭和29年4月2日～昭和30年4月1日生まれ |
| 70歳になる人 | 昭和24年4月2日～昭和25年4月1日生まれ |
| 75歳以上の人 | 昭和20年4月1日以前に生まれた人 |

トフォンアプリ「まいたま」内の「パパ・ママ応援シヨップサブアプリ」を取得すると、窓口で新しいカードを入手する必要がなくなります。更新の手間が不要な「パパ・ママ応援シヨップ優待カード」のアプリ版をぜひ利用してください。

引き続きカードを利用する家庭は、窓口にお越しください。☎保護者の本人確認ができる物(自動車運転免許証・保険証他)と子どもの生年月日が確認できる物(保険証・母子健康手帳他) ☎直接、子ども支援課、市民課、東保健センター、各支所・出張所へ ※最新の県内協賛店舗の情報は、「埼玉県結婚・妊娠・出産・子育て応援公式サイト」で検索できます。詳しくは、子ども支援課へ問い合わせください。



県公式スマートフォンアプリ「まいたま」

2019年7月採用予定

市職員を募集

職員課 ☎775-5112・☎775-9819

【職種と採用予定人数】

| 職種 | 人数 |
|-------------|----|
| 一般事務(身体障害者) | 3人 |
| 土木 | 2人 |

【第1次試験日】

5月12日(日) ※試験時間と会場は、受験案内をご覧ください。第2次試験は、第1次試験合格者を対象に実施します。

【試験内容】

公務員として必要な知識について、活字印刷文による教養試験、専門試験(土木)、性格適性検査、作文試験

【申し込み方法】

申込書(職員課、各支所・出張所、図書館本館にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して、証明書用写真(縦4×横3寸)2枚を貼り付けて、4月18日(木)・19日(金)の9～16時に申し込んでください。 ※受験資格、申込受付場所などは、市ホームページまたは申込書にある受験案内をご覧ください。

区会・町内会・自治会 への加入を

市民協働推進課 ☎775-4539・☎775-0007

区会・町内会・自治会は地域の人たちのつながりを大切にし、より住み良い地域をつくっていくことを目的に、さまざまな活動を行っています。ぜひ、区会・町内会・自治会へ加入し、地域の人々との触れ合いを深めましょう。

自主防災会の活動

災害が発生した際には、隣近所の助け合いが必要です。東日本大震災では、自主防災会による適切な避難誘導によって多くの地域住民の命が救われました。各自主防災会では、日頃から防災訓練を行い、災害時の情報収集方法や資機材、備蓄品などの確認をしています。

安心安全なまちづくり

夜間の犯罪防止や地域の安全を守るため、街路灯の維持管理の他、児童の登下校時などの防犯パトロールを実施しています。

市や地域の情報提供

市が発行する『広報あげお』や『議会だより』などを配布する他、回覧板を用いて地域の身近な情報を提供しています。

環境美化運動の推進

快適な生活環境を守るため、お互いに協力し合い、地域清掃やリサイクル活動を行っています。

スポーツ・レクリエーション活動

夏祭りや運動会など、地域住民の交流を深める親睦行事や伝統行事を開催しています。

地域の支え合い

地域での社会福祉活動や各種募金活動に協力する他、子育て支援や敬老会事業の実施など、子どもからお年寄りまで地域との触れ合いを深めています。

■加入の問い合わせ

班長などの区会・町内会・自治会役員に確認するか、**下表**に問い合わせてください。

| 問い合わせ先 | 電話・ファクス |
|------------|---------------------|
| 平方支所 | ☎725-2004・☎780-1112 |
| 原市支所 | ☎721-1604・☎720-1113 |
| 大石支所 | ☎725-1079・☎780-1114 |
| 上平支所 | ☎771-2315・☎770-1102 |
| 大谷支所 | ☎781-0121・☎780-1113 |
| 原市団地自治会 | ☎722-2481・☎796-0287 |
| 尾山台団地自治会 | ☎・☎721-3752 |
| 西上尾第一団地自治会 | ☎・☎726-2067 |
| 西上尾第二団地自治会 | ☎726-0131・☎726-1404 |

■事務区制度

市では、区会・町内会・自治会の活動エリアを「事務区」として、地域の行政区域に位置づけ、事務区長を委嘱しています。事務区長は、地域と行政を結ぶ連絡調整の役割を担っています。



特定健診(国保加入者)・後期高齢者健診・人間ドック

保険年金課(管理担当) ☎782-6494・☎775-9827
(高齢者医療担当) ☎775-5125・☎775-9827

各健診の対象者には受診券を郵送しますので、券が届いたら同封の実施医療機関一覧を参照の上、受診してください。特定健診、後期高齢者健診の対象者には、がん検診の受診券を同封します。各健診・人間ドックの詳細は、**下表**のとおりです。

人間ドックを市内指定医療機関で受診する場合は、事前に補助申請手続きが必要です。保険年金課または各支所・出張所(受診日の15日前までの申請に限る)で手続きをしてください。※指定医療機関以外(市外の医療機関他)で受診する場合は、受診後に保険年金課で補助申請手続きをしてください。詳しくは、受診券に同封されている案内をご覧ください。

また、特定健診を受診し、健診結果を保険年金課に提出した人で、メタボリックシンドロームによる生活習慣病のリスクが高いと判定された人には、おおむね健診の2カ月後に特定保健指導の案内を郵送します。同

封の実施医療機関一覧を確認し、事前連絡の上、利用してください。詳しくは、『平成31年度版上尾市健康カレンダー』19ページをご覧ください。

■受診上の注意

- ・各健診と人間ドックは、いずれかを年度内1回に限り受診できます。2回以上受診した場合、全額自己負担となります。
- ・各医療機関の休診日や予約の有無などは、事前に確認してください。
- ・指定医療機関以外で人間ドックを受診する場合、検査項目を満たしていない時は、補助対象外となる場合がありますので注意してください。
- ・社会保険など、上尾市国保以外に加入している人は、それぞれの健康保険の保険者に問い合わせてください。

| | 国民健康保険 | | 後期高齢者医療制度 | |
|----------|--|--------------------------------------|---|--------------------------------------|
| | 特定健診 | 国保人間ドック | 後期高齢者健診 | 高齢者人間ドック |
| 対象者 | 40～74歳の国民健康保険加入者 | 受診日現在35～74歳で国民健康保険税の滞納がない人 | 75歳以上の後期高齢者医療制度加入者(65歳以上の人で、一定の障害があると認定を受けた人も含む) ※高齢者人間ドックは受診日現在、保険料の滞納がない人に限ります。 | |
| 費用 | 無料 | 検診料のうち2万円を補助(ただし検診料が2万円を超えない時は全額を補助) | 無料 | 検診料のうち2万円を補助(ただし検診料が2万円を超えない時は全額を補助) |
| 受診期間 | 5～10月 | 5月～2020年2月 | 5～10月 | 5月～2020年2月 |
| 検査項目 | 【特定健診・後期高齢者健診】 問診、身体計測(身長、体重、BMI(体格指数)、腹囲)、診察、血圧測定、血液検査、尿検査、心電図 【人間ドック】 上記検査項目に加え、便潜血検査、胸部レントゲン、胃部レントゲンまたは内視鏡、腹部超音波、眼底検査他 ※特定健診、後期高齢者健診での眼底検査は、医師が必要と認めた場合に行います。 ※眼底検査の設備のない医療機関で受診したときは、指定眼科医への紹介制度があります。 ※後期高齢者健診では、腹囲は測定しません。 | | | |
| 申し込み | 対象者には4月下旬に受診券を郵送 | 指定医療機関で受診する場合 | 対象者には4月下旬に受診券を郵送 | 指定医療機関で受診する場合 |
| | | 指定医療機関以外で受診する場合 | | 指定医療機関以外で受診する場合 |
| 受診時に必要な物 | 特定健診受診券、健康保険証 | 35～39歳の人(特定健診対象外) | 40～74歳の人(特定健診対象) | 後期高齢者健診受診券、健康保険証 |
| | | 健康保険証、ドック補助券 | 特定健診受診券、健康保険証、ドック補助券 | 健康保険証、ドック補助券 |
| 問い合わせ | 保険年金課(管理担当) | | 保険年金課(高齢者医療担当) | |

東日本大震災により上尾市に避難している皆さんへ

アッピーフリーパスの発行

交通防犯課 ☎775-5138・☎775-9927

市内循環バス“ぐるっとくん”の無料乗車券と健康プラザわくわくランドの無料入場券を併せた「アッピーフリーパス」を発行しています。【利用期間】2021年3月31日まで ④青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県・千葉県から上尾市に避難してきた人 ⑤申請書(交通防犯課にある)に必要事項を記入し、本人確認ができる物(自動車運転免許証、健康保険証他)、利用者の写真(縦3×横2.4[㍎])1枚(本人が窓口へ来る場合はなくても可)を用意して直接、交通防犯課へ ※期限切れのアッピーフリーパスを持っている人も、上記利用期間までそのまま利用できます。

水道料金・下水道使用料の減免

業務課 ☎775-5161・☎775-9041

水道料金のうち基本料金相当額を、また下水道使用料のうち基本使用料相当額を減免します。【減免期間】2021年3月31日まで ④避難のために市内に居所を置く世帯または避難者を受け入れている世帯 ⑤申請書(業務課にある)、り災証明書、本人確認ができる物(自動車運転免許証、健康保険証など震災時に被災地に住んでいたことが分かる物)を用意して直接、業務課へ ※書類が用意できない場合は問い合わせてください。



平成31年度から国民健康保険税の軽減判定基準所得が拡大



保険年金課 ☎782-6471・☎775-9827

国民健康保険税は、世帯の総所得金額等が一定以下の場合、均等割額が7割、5割または2割軽減されます。平成31年度税制改正で、5割と2割軽減の対象が拡大されました。詳しくは下表のとおりです。

【軽減割合と所得基準】

| 軽減割合 | 前年中の総所得金額等 (世帯主と国民健康保険加入者、特定同一世帯所属者(※注)の所得合計額) | |
|------|---|---|
| 7割 | 33万円以下 | |
| 5割 | 平成30年度まで | 33万円 + {27.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯者数)} 以下 |
| | 平成31年度から | 33万円 + {28万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯者数)} 以下 |
| 2割 | 平成30年度まで | 33万円 + {50万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯者数)} 以下 |
| | 平成31年度から | 33万円 + {51万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯者数)} 以下 |

※注 国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行後も継続して同一世帯に属する人

なお、世帯主(国民健康保険に加入していない世帯主含む)、平成31年1月1日時点で16歳以上の加入者、特定同一世帯所属者全員が所得の申告を行っていることが条件です。所得がない(少ない)人も軽減を受けるためには、市民税課(必要に応じて税務署)で申告してください。

税法上申告が必要ない人(確定申告や市・県民税の申告書などで扶養として他の人から申告されている人)も所得の申告が必要です。対象者には申告書を6月上旬ごろに郵送しますので、直接または郵送で保険年金課(〒362-8501本町3-1-1)へ提出してください。

申告する時期によっては、国民健康保険税額が年度途中で変更になることがありますので、早めに申告してください。